

道路上における動画広告の取扱いについて

令和2年2月28日
大阪市屋外広告物審議会

1 概要

LEDディスプレイや「プロジェクションマッピング」等の技術的進歩に伴い、屋外広告物としての動画広告に関する協議が増加している。

大阪市屋外広告物条例に基づく設置基準には動画広告を想定した許可基準はなく、民地内の動画広告の掲出については、壁面板等の既存の設置基準を準用し許可している。

一方で、道路区域内の動画広告の掲出については、道路区域内に突出する看板について、大阪市道路占用許可基準で「点滅しないものであり、かつ、静止しているものであること。」としているため、突出看板以外の道路上の広告物についても、動画広告の掲出は原則不可としている。

しかしながら、地下鉄等の施設管理者からの動画広告に関する要望を受けて、平成27年に屋外広告物審議会において「デジタルサイネージなどの動画広告の取扱いについて」審議のうえ、車両交通のない地下部分である鉄軌道施設内において切替広告の掲出を認め、その後、地下街や地上部においても、部分的にデジタルサイネージによる切替広告等の掲出を許可している。

近年、観光案内板やバス停上屋添加広告へのデジタルサイネージ等の地上部の広告物としてのデジタルサイネージの設置要望も増えていること、及び、従来の固定式の広告をデジタル化し、多言語対応や災害サイネージなどの公共的な付加機能を備えることで官民連携して安全安心なまちづくりをできる可能性もあることから、道路区域内の広告掲出物件にかかる動画広告の取扱いについて検討したい。

2 動画広告の掲出にかかる広告媒体

動画広告の掲出にかかる広告媒体



デジタルサイネージ

表示や通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイに映像や文字を表示する広告媒体



液晶ディスプレイ

LEDビジョン

有機EL



投影広告物

建築物等に光で投影する方法により表示される広告物



プロジェクター

+

スクリーン（壁面）



メディアファサード

建築物の表面等にLEDなどの光源を設置し、色や明るさに変化を持たせることで、動的な変化や映像を創り出す照明演出



建物の壁面自体

3 デジタルサイネージに関する規制の現状

○屋外広告物許可に関する規制

【屋外広告物条例】上はデジタルサイネージや動画広告に関する規定はなく、壁面看板等の掲出に関する既存の許可基準を準用した取扱いとしている。また、御堂筋や中之島等の景観上の重点届出区域として指定されている地区における、民地内に設置するデジタルサイネージに関しては、都市計画局策定の【**重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱**】に、大きさ・色彩・輝度・コンテンツ等の誘導基準の設定があり、設置に際しては、都市計画局との事前協議及び実績報告が必要である。

○道路占用物件に関する規制

道路上の工作物に追加できる広告物については、電柱・バス停留所上屋・バス停留所標識・アーケード・消火栓標識及び「地域における公共的な取組に要する費用への充当を目的とする広告物」等の【**大阪市道路占用許可基準**】に定めているものを認めている。

また、道路上に突出する看板については、「点滅しないものであり、かつ、静止しているものであること。」としていることから、突出看板以外の物件についても、動画広告は原則的に認めていない。

4 デジタルサイネージの設置にかかるこれまでの経過（大阪市）

○平成27年以前

動画広告については、地下部分も含めて道路法の適用を受ける場所については、大阪市道路占用許可基準の突出看板にかかる「点滅しないものであり、かつ、静止しているものであること。」を準用して許可していなかった。

○平成27年2月 第38回屋外広告物審議会

「デジタルサイネージなどの動画広告の取扱いについて」審議し、車両交通のない道路下の地下道・地下街・鉄軌道施設において、道路管理上、交通管理上支障とならないものに限り、掲出を認めても良いのではないかとの意見をいただいた。

○平成27年3月以降

次のとおり、地上・地下について広告の掲出をみとめてきた。

【地下部分】

- 平成27年3月・・・鉄軌道施設内で切替り広告を許可
- 平成31年3月・・・地下街で切替り広告を許可
- 令和元年7月・・・鉄軌道施設内において動画広告許可

【地上部分】

- 平成30年3月・・・観光案内板で切替り広告を許可
- 平成31年4月・・・BRT社会実験におけるバス停留所上屋・バス停留所標識で切替り広告を許可

5 道路上に設置できる広告物の種類

物件	地上									地下		
	電柱添加看板	バス停留所上屋 添加看板	照明式バス停留所 標識添加看板	消火栓標識 添加看板	アーケード 統一添加看板	突出看板	道路照明灯 バナー	街路灯 バナー	案内板 添加看板	地下街広告	地下道広告	鉄軌道施設内広告
占有主体	本体占有物件の維持 管理を行っている事 業者	本体占有物件の維持 管理を行っている事 業者	本体占有物件の維持 管理を行っている事 業者	本体占有物件の維持 管理を行っている事 業者	本体占有者	店舗・ビルオーナー等	公共的な取組の実施 主体 (地方公共団体、町会、 NPO等)	本体占有者	本体占有者	本体占有者 (地下街管理者)	協定に基づく 地下道管理者	本体占有者 (鉄軌道施設占有者)
設置目的	占有物件の維持管理費用への充当					商業施設等の自家用 広告物	地域活性化を目的と したイベント等の費用 への充当	占有物件の維持管理費用への充当		占有物件の維持管理 費用への充当	地下道の維持管理費 用への充当	占有物件の維持管理 費用への充当
デジタル サイネージ 許可状況	—	△ (公共広告のみ)	△ (公共広告のみ)	—	—	—	—	—	△ (車両侵入の規制の ある道路)	○	○	○
動画 静止画 (切替り)	—	静止画 (切替り)	静止画 (切替り)	—	—	—	—	—	静止画 (切替り)	静止画 (切替り)	静止画 (切替り)	動画
備考		大阪メロ 今里ライナー 社会実験	大阪メロ 今里ライナー 社会実験						経済戦略局 観光案内板 道頓堀			

6 デジタルサイネージ設置によるメリット・デメリット（課題）

	行政	事業者
メリット	<ul style="list-style-type: none">・災害時等の情報伝達ツールとしてリアルタイムの情報発信等が可能・夜道の照度確保による防犯効果・多言語対応、Wi-Fiなどの付加機能による観光施策への寄与	<ul style="list-style-type: none">・省スペースで複数の広告掲出が可能・意匠変更が工事不要で容易・リアルタイムで意匠変更ができる・時間帯による広告内容の変更が可能・広告収入と公共貢献が同時に実現可能・LEDの消費電力が低い・多言語対応・明るい
デメリット（課題）	<ul style="list-style-type: none">・照度に関する規制が必要（住居地域など）・ドライバーの視点誘導など交通管理上の支障とならないよう設置場所に関する規制が必要・コンテンツ・静止画・点滅・音声等の規制をした場合の行政のチェック方法	<ul style="list-style-type: none">・初期費用・修理費用が高額・昼間の電気代が必要・動画や切替り広告を掲出する際は管理費用が必要

7 内部取扱い規定への記載内容（例）

1. 設置場所・設置方法の考え方

（道路管理、交通管理、景観への影響、安全性の観点など）

（例）

- ・有効幅員を狭めるなど、道路管理上の支障とならない設置場所及び設置方法とする
- ・歩行者や車両に危険のない設置場所及び設置方法とする
- ・信号機又は道路標識等の効用を妨げない
- ・人や商品が車道に飛び出そうとしているように見えないこと、その他交通管理上の支障がないものとする
- ・著しく景観を損なわないものとする
- ・風速40m/秒に耐えうる構造とする

2. 表示方法の考え方

（色彩・輝度・コントラスト・静止画・切替り間隔・音声など）

（例）

- ・サブリミナル効果等の、通行人等が通常感知しえない方法により、メッセージ等を伝達しない
- ・不快感を与える色彩・輝度でない
- ・静止画、もしくは切替り広告のみとし、動画や点滅する映像でない
- ・切替り間隔は5秒以上とする
- ・コントラストの強い画面が反転したり急激に場面転換したりしない
- ・災害時等の非常時以外には音声を発しない

3. 官民連携・災害時の考え方

（防犯、防災、地域情報・災害時の情報発信など）

（例）

- ・災害時等の非常時においては、行政等の要請に応じて必要な情報の提供に協力する
- ・警察、区役所、危機管理室と連携のうえ、必要な行政情報を掲出する

4. 表示内容（コンテンツ）の考え方

（例）掲出してはいけないものを列記

- ・法令等に違反するもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・人権侵害、差別に繋がるもの
- ・良好な景観又は風致を害するもの
- ・公衆に不安や不快の念又は危害を与えるもの及び青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの（暴力・犯罪等を肯定し助長するような表現や残酷な描写、射幸心、投機をあおる恐れのあるもの、裸体・性について露骨、ひわいな表現等）
- ・社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの（不祥事を起こした企業等の広告等）
- ・消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの（誇大な表現、射幸心を著しくあおる表現、誤認させるような表現等）
- ・テレビ放送、スポーツ中継等、著しく人が滞留するおそれのあるもの

8 今後の方針（案）

物件	地上									地下		
	電柱添加看板	バス停留所上屋 添加看板	照明式バス停留所 標識添加看板	消火栓標識 添加看板	アーケード 統一添加看板	突出看板	道路照明灯 バナー	街路灯 バナー	案内板 添加看板	地下街広告	地下道広告	鉄軌道施設内広告
占有主体	本体占有物件の維持 管理を行っている事 業者	本体占有物件の維持 管理を行っている事 業者	本体占有物件の維持 管理を行っている事 業者	本体占有物件の維持 管理を行っている事 業者	本体占有者	店舗・ビルオーナー等	公共的な取組の実施 主体 (地方公共団体、町会、 NPO等)	本体占有者	本体占有者	本体占有者 (地下街管理者)	協定に基づく 地下道管理者	本体占有者 (鉄軌道施設占有者)
設置目的	占有物件の維持管理費用への充当					商業施設等の自家用 広告物	地域活性化を目的と したイベント等の費用 への充当	占有物件の維持管理費用への充当		占有物件の維持管理 費用への充当	地下道の維持管理費 用への充当	占有物件の維持管理 費用への充当
デジタル サイネージ 許可状況	—	△ (公共広告のみ)	△ (公共広告のみ)	—	—	—	—	—	△ (車両侵入の規制の ある道路)	○	○	○
動画 静止画 (切替り)	—	静止画 (切替り)	静止画 (切替り)	—	—	—	—	—	静止画 (切替り)	静止画 (切替り)	静止画 (切替り)	動画



デジタル サイネージ 許可方針	○	○	○	○	—	—	—	—	○	○	○	○
動画 静止画 (切替り)	静止画 (切替り)	静止画 (切替り)	静止画 (切替り)	静止画 (切替り)	—	—	—	—	静止画 (切替り)	動画	動画	動画

※設置場所や表示コンテンツ等については、交通管理及び景観に支障のないよう、内部取扱い規定を作成のうえ、設置場所等の協議を行うこととする。
 ※大阪市景観計画及び屋外広告物条例施行規則に基づく重点届出区域に設置するものについては、要調整。